

令和4年度マンション等管理者講習会
動画③「ごみの分別方法の居住者への周知及び共同住宅等分別周知等届出制度」

【スライド1枚目】（0分0秒～0分21秒）

令和4年度マンション等管理者講習会に御参加くださり、ありがとうございます。

動画は全部で3つあります。この動画③では、ごみの分別方法の居住者への周知、共同住宅等分別周知等届出制度について、御説明いたします。

【スライド2枚目】（0分22秒～1分50秒）

京都市では、ピーク時からのごみの半減を目指して、京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例を改正し、平成27年10月に施行しました。この、通称「しまつのこころ条例」では、ごみ減量の取組として2つの柱を掲げています。

1つ目は、「2Rの促進」です。2Rとは、そもそもごみになるものを作らない、買わないといった、「リデュース」（ごみの発生抑制）と、繰り返し使う、「リユース」（再使用）を言います。天然資源の消費を抑制し、環境負荷をできる限り低減していくためには、再び資源として利用する、「リサイクル」（再生利用）を含めた3Rよりも、2Rを推進することが重要です。

2つ目は、「分別・リサイクルの促進」です。市民・事業者の皆様によるごみの分別を、「協力」から「義務」に引き上げ、ごみをできるだけ資源化することで、資源・エネルギーの有効利用を図ります。

これらの取組を市民・事業者の皆様とともに推進することで、「しまつの心」や、「もったいない」といった、京都らしいライフスタイルとビジネススタイルの定着を図り、持続可能な社会の実現を目指しています。

【スライド3枚目】（1分51秒～2分33秒）

2Rの促進について、京都ならではの重点取組分野を6つ設定し、条例で実施義務と努力義務を規定しています。

京都市は「大学のまち・学生のまち」という特性があることから、6つの分野の1つとして、「大学・共同住宅等」を設定し、共同住宅等の所有者又は管理者の皆様には、居住者へのごみの減量、分別ルール周知啓発の実施を義務付けています。

また、市民・事業者の皆様には、ごみ減量の取組と分別排出の実施に努めることを義務付けております。

【スライド4枚目】（2分34秒～3分27秒）

この条例に基づき、共同住宅等の所有者・管理者の皆様をお願いしていることが、2点あります。

1つ目が、居住者へのごみの分別ルール等の周知・啓発です。ここでいう、共同住宅等とは、1つの建物に2世帯以上が独立して暮らせる住宅をいい、長屋（テラスハウス）は除き

ます。例えば、マンション、アパート、シェアハウスを含む寄宿舍、寮、下宿のほか、建築基準法における「共同住宅」に該当するものも対象に含まれます。具体的には、居住者自らがごみを排出する長期滞在型の宿泊施設や、サービス付き高齢者向け住宅、認知症の高齢者や障害者のグループホーム等が挙げられます。

【スライド5枚目】（3分28秒～4分3秒）

居住者への周知方法には、書面による配布、掲示板やごみ置場への掲示のほか、契約の重要事項説明時や管理組合の会合時といった、対面での説明なども挙げられます。周知啓発に御活用いただける資料については、後程御紹介いたします。

共同住宅等の所有者や、管理者ではありませんが、不動産仲介事業者様におかれましても、ごみの分別ルールの周知にご協力いただきますようお願いいたします。

【スライド6枚目】（4分4秒～4分59秒）

2つ目が、京都市への届出です。

京都市内の全ての共同住宅等のうち、新築物件又は既存物件を新たに管理する場合、その所有者又は管理者は、条例に基づき、「共同住宅等分別周知等届」を、提出いただく必要があります。

また、届出者が所有者になっている既存物件で、所有者に変更が生じた場合についても、新たに「共同住宅等分別周知等届」を提出いただく必要があります。

これは、ごみの収集が、民間業者（業者収集）か、京都市（市収集）かにかかわらず、全ての共同住宅等が対象です。

届出済みか、御不明な場合は資源循環推進課まで、個別にお問い合わせください。

【スライド7枚目】（5分00秒～6分02秒）

共同住宅等分別周知等届による主な届出内容は、次のとおりです。

1つ目は、物件の管理者です。共同住宅等分別周知等届は、物件ごとに作成いただく必要があります。届出物件の管理者の情報を記載してください。

2つ目は、ごみが適切に収集されていることです。分別義務の対象となるごみの種類ごとに、収集形態、収集業者、収集頻度を記載してください。

3つ目は、居住者への分別ルール等の周知方法です。届出を提出いただく際には、ごみ出しルール等の掲示物や配布物の写し等も、添付いただく必要があります。

なお、令和5年4月からのプラスチック製品の分別回収の実施に伴い、届出様式も変更になりますので、御留意ください。

【スライド8枚目】（6分03秒～7分20秒）

次に届出の記載の注意点です。

まずは、業者収集・市収集にかかわらず、共通する部分から御説明いたします。

届出者は、物件の所有者又は管理者に該当する個人、管理組合、法人のいずれかで記載してください。

届出物件が竣工からある程度時間が経過している場合は、管理者の変更が一度もなくとも、届出理由を「既存の共同住宅等の新規管理等」にしてください。

届出物件の名称の表記は、漢字、かな、英数などを正確に記載してください。同じ名称の物件で複数棟ある場合は、A棟、B棟など、分かるように記載してください。

届出者以外の管理者がいる場合は、「上記届出者以外の連絡先」の欄に記載してください。例えば、届出者が所有者（管理組合を含む。）の場合、委託先の管理会社や管理人などを、届出者が管理会社の場合は、所有者や再委託先の管理会社などを記載してください。

【スライド9枚目】（7分21秒～8分26秒）

「居住者への周知方法」の欄については、該当する方法にチェックを入れてください。入居時の書面配布のみでは、書面の紛失のおそれがあるため、可能な限り、複数の方法で周知してください。

「入居開始日」の欄は、届出理由が、「既存の共同住宅等の新規管理等」の場合、記載を省略いただいて構いません。「共同住宅等の新築」の場合は、入居開始日の記載が必須のため、「未定」の場合は受理いたしかねます。

また、届出に添付する居住者への周知内容に関する資料は、紙類、小型金属類・スプレー缶、大型ごみなども含め、分別義務の対象となるごみの種類ごとに、使用する袋などのごみの出し方、ごみを出す日と場所などが記載された資料を添付してください。掲示や配布いただいている資料の写しのほか、掲示いただいている様子の写真などでも構いません。

【スライド10枚目】（8分27秒～9分48秒）

次に、全てのごみが「業者収集」の場合の届出の記載の注意点です。

様式の「家庭ごみの収集方法等」の部分は、条例の分別義務の対象となるごみの種類ごとに、漏れなく記入してください。

各種ごみの、収集方法の欄にある「業者収集」にチェックを入れ、それぞれの業者名と収集回数を記載してください。業者名は、紙類などのごみを除き、「一般廃棄物収集・運搬業」の許可を持つ業者に限ります。業者の手配を依頼されている廃棄物コンサルティング会社など、「一般廃棄物収集・運搬業」の許可を持たない業者名が記載された届出は受理いたしかねます。

「コミュニティー回収」による古紙回収を実施されている場合は、収集回数の欄の右隣にある括弧内にその旨を記載してください。

大型ごみは空欄に追記し、業者名、収集回数を記載してください。こちらも、業者名は、「一般廃棄物収集・運搬業」の許可を持つ業者に限ります。動画①でも御説明いたしましたが、無許可業者への収集・運搬の依頼は法令違反になりますので、御留意ください。

【スライド11枚目】（9分49秒～10分49秒）

次に、全てのごみが「市収集」の場合の届出の記載の注意点です。

「業者収集」の場合と同様、条例の分別義務の対象となるごみの種類ごとに、漏れなく記入してください。

各ごみ種の収集方法の欄の「市収集」にチェックを入れ、それぞれの収集回数を記載してください。

ただし、紙類については、「市収集」というチェックがありませんので、「その他」にチェックを入れ、すぐ下にある括弧内に、拠点回収や資源ごみ定点などの収集方法を記載してください。

大型ごみは空欄に追記し、収集方法と収集回数を記載してください。

なお、ごみの種類によって、収集形態（市収集・業者収集）が異なる場合もあります。それぞれの例を参考に、記載してください。

【スライド12枚目】（10分50秒～11分51秒）

このように記載いただき、提出いただいた届出内容に、変更が生じた場合については、条例に基づき、「共同住宅等分別周知等変更届」を提出いただく必要があります。

変更内容の主な例として、市収集から業者収集、あるいはその逆といった収集形態の変更のほか、業者収集の場合は、収集業者や収集回数（頻度）の変更も挙げられます。

さらに、届出者以外の連絡先、つまり届出者ではない管理者の変更も対象です。

ただし、届出者が管理者になっている既存物件で、管理者に変更が生じた場合は、「変更届」ではなく、新たに「共同住宅等分別周知等届」が必要になります。

届出済みか、御不明な場合は資源循環推進課まで、個別にお問い合わせください。

【スライド13枚目】（11分52秒～12分32秒）

共同住宅等分別周知等変更届は御覧のような様式になっています。

届出済みの内容からの変更を、届け出ただくものですので、ごみの収集に関する情報、居住者への周知方法、届出者や管理者に関する情報等についての変更前と変更後の内容、変更の年月日を記載してください。

もし、複数の変更事項をまとめて届出いただく場合は、変更内容ごとに番号を付す（ナンバリング）などして、対応関係が分かるようにしてください。

【スライド14枚目】（12分33秒～12分55秒）

マンション等のごみに係る届出をまとめますと、御覧のとおりとなります。ごみの収集形態が「業者収集」か「市収集」かにかかわらず、事案ごとに必要となる届出を、届出時期を守って提出いただきますようお願いいたします。

【スライド16枚目】（12分56秒～13分29秒）

届出様式のダウンロード方法は次のとおりです。

まず、検索サイトなどから、京都市ごみ減量・リサイクル総合情報サイト「京都ごみネット」にアクセスしてください。

トップページを開いたら、上部に6つメニューがあります。その中の「事業者のみなさま」という部分をクリックしてください。ページが開いたら、中央にメニューが6つ表示されます。その中の「報告・届出義務制度」をクリックしてください。

【スライド17枚目】（13分30秒～13分51秒）

ページが開いたら、説明書きがあります。2段落目の最後にある「共同住宅等の届出制度について」という部分をクリックしていただくと、このようなページに移動します。こちらに、様式のデータを御用意しておりますので、ダウンロードしてください。

【スライド18枚目】（13分52秒～14分41秒）

ごみの散乱など、市民の方などからの通報や相談を受けた場合、あるいは、ごみの収集時に作業員が資源物の混入といった不適正なごみの排出を確認した場合など、京都市では、条例に基づき、現地調査などを行っています。

現地調査等により共同住宅等の管理者やごみの排出状況、分別ルール等の周知・啓発の状況の確認を行い、居住者が資源ごみの分別排出を行う環境の整備や、居住者への周知・啓発が不十分と判断される場合、管理者に対して、ごみの分別環境の整備や、居住者への周知啓発の再実施等をお願いしています。

【スライド19枚目】（14分42秒～16分03秒）

市民の方などからよくある通報・ご相談をご紹介します。

まず、ごみのため込みです。ごみが長期にわたり回収されずに貯まると、悪臭や衛生害虫の発生のほか、不法投棄や火災の誘因になる恐れがあります。

次にごみの散乱です。ごみの保管スペースや防鳥ネットにきちんと入れられていないごみは、カラス等によりごみが荒らされ、周囲に散乱することになります。

このようなごみのため込みや散乱は、そもそもごみの出し方のルール違反が発端です。収集日や時間を守られずに出されたごみは、収集されるまで時間がかかることになります。また、分別が不十分なごみは、収集されず残置されるため、貯まっていくことになります。

ごみのごみを招く悪循環に陥らないよう、ごみの種類ごとに決められた場所に適切に保管する環境を整えてください。また、可能な場合には、収集日に全てごみが収集されたかを確認するようにしてください。管理者の皆様の速やかな対応が、ごみの悪循環を防ぐことにつながります。

【スライド20枚目】（16分04秒～17分20秒）

ここで、「特定共同住宅」について、御説明いたします。

京都市では、共同住宅の用途に供する建築物のうち、3階建て以上で、かつ、住戸が15戸以上のものを、特定共同住宅としています。特定共同住宅の建築主等は、ごみの収集形態（市

収集・業者収集)にかかわらず、「京都市中高層建築物等の建築物等に係る住環境の保全及び形成に関する条例」に規定するごみに係る基準を配慮する必要があります。

具体的には、敷地内にごみの保管場所を設置すること、指定された日や場所にごみを出すことや、その他、近隣住民に迷惑を掛ける行為を行わないことなどについて、管理規約を作成し、居住者に遵守させることを挙げています。

このため、ごみの散乱や誤った種類のごみの混入等の防止のため、ごみの保管場所の環境を整えていただくことをお願いしております。

お問合せや建築確認申請事前協議については、まち美化推進課にお願いいたします。

【スライド21枚目】(17分21秒～18分03秒)

京都市では、居住者への周知に御活用いただける資料を作成し、配布しております。

まず、ごみの分別ルール等を説明したリーフレットやパンフレットがあります。

パンフレットについては、新たに市外から転入されてきた方に対して、区役所等での転入手続きの際に配布しております。

リーフレット及びパンフレットは、英語、中国語、ハングル表記のものも御用意しております。ただし、令和5年4月からの分別ルール変更に対応した外国語版のリーフレット・パンフレットは、令和5年夏以降に発行予定です。

【スライド22枚目】(18分04秒～18分24秒)

プラスチック類と紙類に特化したチラシやポスターも御用意しています。

特に、令和5年4月から変更となるプラスチック類については、日本語のほか、英語、中国語(簡体字)、ハングル表記のものも御用意しております。

【スライド23枚目】(18分25秒～18分55秒)

また、ごみの種類ごとの収集日や排出方法・排出場所を記入いただくポスターや、不法投棄啓発用のステッカー、ごみの種類ごとのごみ置場を示すステッカーなど、掲示板やごみ置場に掲示いただくものも御用意しております。

これらの啓発資料の現物の配布を御希望される場合は、在庫の範囲で配布させていただきますので、資源循環推進課まで個別にお問い合わせください。

【スライド24枚目】(18分56秒～19分34秒)

また、京都市では、家庭ごみの分別方法を説明した動画なども作成し、公開しています。京都市内の大学生の協力により、「正しいごみの分け方・出し方」動画(基礎編・実践編)を令和3年度に制作したほか、令和5年4月からの新しいプラスチック類の分別方法を説明した動画も制作中です。

これらは、京都市ごみ減量・リサイクル総合情報サイト「京都ごみネット」からアクセスいただけますので、御活用ください。

【スライド24枚目】（19分35秒～20分17秒）

令和4年度マンション等管理者講習会 動画③は以上です。御視聴ありがとうございました。

最後に、本講習会のアンケートに御協力いただきますようお願いいたします。現在表示されている二次元コードから、「京都市情報館」の専用サイトにアクセスできますので、携帯電話などで二次元コードを読み取りのうえ、御回答ください。

いただいたご意見等を参考に、今後の改善に努めてまいりますので、お手数ではございますが、皆様の御協力をお願い申し上げます。